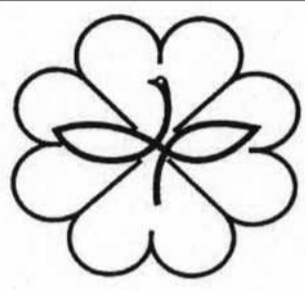


市の職員を装った不審な電話が発生しています
口座番号など個人情報の詐取や、振り込め詐欺には **ご注意を!**

5月12日は

民生委員・児童委員の日



民生委員・児童委員のマーク

現在市内では、2,244人の民生委員・児童委員と16人の主任児童委員が「広げよう地域に根ざした思いやり」の行動宣言を基に、それぞれの地域で活動しています。

一緒に問題解決を
民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、安心して住み続けることのできる地域社会を目指し、「孤立・孤独をなくす運動」や「児童虐待や犯罪被害から子どもを守る取り組み」などの活動を行っています。常に地域づくりに取り組んでいます。

民の一員として皆さんの立場に立ち、福祉に関して困っている方、体が不自由な方、高齢者・子どもの問題など悩みをお持ちの方からの様々な相談に応じ、相談者とともに問題解決にあたりながら、地域と関係機関をつなぐパイプ役として活動しています。

また、地域ボランティア活動などの社会福祉の精神で、高齢者の方への「高齢者のための福祉のてびき」の配布や「長寿祝金」・「福祉だより」などの配布をしながら、見守り活動を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

今年度も継続して「第二次民生委員・児童委員発、災害時一人も見逃さない運動」に取り組み、ひとり暮らしの高齢者や障がいを持っている方々への、災害時の安否確認に役立てる活動の強化を図っています。

様々な活動を行っている民生委員・児童委員ですが、どうぞお気軽にご相談下さい。

なお、お住まい地域の担当民生委員・児童委員については、福祉総務課(☎724・2537、FAX724・1187)へお問い合わせ下さい。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法並びに児童福祉法に基づき、厚生労働大臣より委嘱を受け、社会福祉関係について問題を抱えている人や支援を求めている人からの相談に応じ、必要な援助にあたる一方、福祉事務所や児童相談所等の関係行政機関に対する協力活動を行い、福祉の増進に努めています。

任期は3年間です。

離職された方の健康保険 加入手続きについて

離職された際には、それまで加入していた被用者保険を継続する場合と市町村の国民健康保険に加入する場合があります。

任意継続被保険者制度に加入する場合

2か月以上継続して被用者保険の被保険者だった方は、保険者に申し出ることで引き続き被保険者となること

国民健康保険に加入する場合

離職後、他の健康保険に加入しない場合は、国民健康保険に加入する必要があります。加入の際は健康保険資格喪失証明書・印鑑が必要で

なお、運転免許証またはパスポート、年金手帳がある方はお持ち下さい。

平成21年度の国民健康保険税は、平成20年中の総所得金額を基に算出します。任意継続の保険料と比較するために試算を希望する場合は、源泉徴収票や確定申告書を用意のうえご相談下さい。

お問い合わせ

- 加入について 保険年金課 保険加入係 ☎724・2112
- 分割納付の相談について 保険年金課納付係 ☎724・2125

東京都議会議員選挙 立候補予定者 説明会

選挙管理委員会では、任期満了により7月12日に投開票が予定されている東京都議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します。

なお、会場の都合により、出席者は1候補者につき3人以内に限らせていただきます。

日 6月1日(月) 午後2時から

場 市役所森野分庁舎2階第3会議室

問 選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

平成21年1月1日に住民登録が異なります)が必要となります。

139、2143

※平成21年1月2日以降、町田市に転入された方は、平成21年度の児童手当用の所得証明書(区市町村によって名称が異なります)が必要です。

平成21年1月1日からとなります。

下表の各制度は、5月1日から新年度の申請を受け付けています。

新年度の資格は平成21年度(20年中)の所得で審査されます。前年度所得超過で支給されなかった方や、まだ申請していない方等で支給対象と思われる方は申請して下さい。

所得限度額は左下表のとおりです(前年度と同額)。

※平成21年1月2日以降、町田市に転入された方は、平成21年度の児童手当用の所得証明書(区市町村によって名称が異なります)が必要です。

児童手当 医療費助成等 該当する方は申請を

お問い合わせは町田市コールセンター (☎724・5656)へ

申請後の提出で結構です。

医療費助成制度について

○乳幼児医療費助成制度は、保護者の所得が限度額を超過している場合でも資格を持つことができますので、医療証をお持ちでない方は至急申請して下さい。

○義務教育就学児医療費助成制度の新年度の資格は平成21年10月1日からとなります。

各制度一覧表

対象	内容	申請に必要なもの	受付場所	
児童手当	小学校修了前の児童を養育する方	支給月額(請求翌月から)第1・2子…5,000円(3歳誕生月までは10,000円)、第3子以降…10,000円	請求者(保護者)の健康保険証(厚生年金等加入者)、請求者の振込先がわかるもの、年金加入証明書(保険証で厚生年金等加入が確認できない方)	子ども総務課、各市民センター
乳幼児医療費助成制度	乳幼児(小学校未就学児)	医療費の保険診療自己負担分の全額を助成	児童の健康保険証	子ども総務課、各市民センター
義務教育就学児医療費助成制度	小・中学生	医療費の保険診療自己負担分の一部を助成	児童の健康保険証	子ども総務課
児童育成手当(育成手当)	平成3年4月2日以降に生まれた児童を養育している、ひとり親家庭または父か母が重度の障がい有する家庭	支給月額(請求翌月から) 13,500円	請求者および児童の戸籍謄本、請求者の振込先がわかるもの	子ども総務課
児童育成手当(障害手当)	身障手帳1・2級、愛の手帳1~3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方	支給月額(請求翌月から) 15,500円	障害者手帳または所定の診断書、請求者の振込先がわかるもの	子ども総務課

平成21年度(20年中)所得限度額表(前年度と同額)

税法上の扶養人数	児童手当、医療費助成制度		児童育成手当
	国民年金加入または年金未加入	厚生年金等加入	
0人	4,680,000	5,400,000	3,684,000
1人	5,060,000	5,780,000	4,064,000
2人	5,440,000	6,160,000	4,444,000
3人	5,820,000	6,540,000	4,624,000
4人	6,200,000	6,920,000	5,204,000

1人増えるごとに380,000円加算

※扶養人数とは平成20年中の税法上の扶養人数です。

※上記の所得限度額表は、既に一律控除額8万円を加算して表示しています。

※乳幼児医療費助成制度は、保護者の所得が限度額を超過している場合でも資格を持つことができます。

※所得(給与所得者は給与所得控除後の額)から控除可能なものを控除して所得を審査します。控除の一覧はホームページをご覧ください。町田市コールセンターにお問い合わせ下さい。